

協 定 書

戸張町会

株式会社ジェイコム千葉
東関東局

地域安全に関する協定

株式会社ジェイコム千葉 東関東局（以下「甲」という。）と戸張町会（以下「乙」という。）は、乙の町内会員等（以下「町内会員」という）が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、空き巣、ゴミ不法投棄、特殊詐欺等をはじめとする各種犯罪被害の未然防止に関する取組に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙および町内会員の空き巣、ゴミ不法投棄、特殊詐欺等をはじめとする各種犯罪被害の未然防止を図るため、甲および乙（以下「二者」という。）が相互連携と協働による活動を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努めることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定の運用は、二者の相互理解による信頼と協力関係を基本とする。

（配意事項）

第3条 二者は、本協定の運用に当たり、次の事項に配意するものとする。

- (1) 本協定に関し知り得た情報のうち、秘密情報（開示者から秘密である旨を明示して開示された情報）については、開示者の承諾なくして、本協定に定める以外の目的には使用せず、第三者に開示、漏えいしないこととし、また情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に努めなければならない。
- (2) 第5条乃至6条に定める協力事項についての役割分担、費用負担その他必要と認められる条件の詳細は、必要に応じて、二者が協議の上決定するものとする。
- (3) 本協定は、甲に特別の権限を付与したものではないこと。

（連絡担当部署）

第4条 本協定の効果的な運用を期するため、甲は東関東局を、乙は戸張町会、又は戸張町会_会長を連絡担当部署とし、相互の連絡調整を行うものとする。

(甲の協力事項)

第5条

第1項 本協定に基づき、甲は、次の事項について、乙の地域において町内会エリアでの営業活動等における業務に支障のない範囲で、乙に協力するものとする。

- (1) 空き巣、ゴミ不法投棄、特殊詐欺等をはじめとする各種犯罪の未然防止に関する啓発活動の実施
- (2) 「ながら見守り」の励行による不審者対策の推進
- (3) 犯罪や事故の発生を認知した際の早期通報
- (4) その他地域安全に関すること

第2項 甲は、J:COM HOME 防犯カメラパック利用規約に定める防犯カメラ（以下「J:COM 防犯カメラ」という）を、本協定への協力およびJ:COM 防犯カメラの認知拡大を目的として、別紙に定める乙所有の建物及び敷地にJ:COM 防犯カメラの設置工事を実施し、設置工事費および、甲が提供するJ:COM 防犯カメラ用インターネットサービスを含むJ:COM 防犯カメラの月額利用料金を設置から1年間無料とする特典を提供する。なお、これにかかる電気料金は乙が負担するものとする。

第3項 甲は町内会員に対して、J:COM 防犯カメラを申し込んだ町内会員の当該防犯カメラ設置に伴う工事費を無料とする特典を提供する。

第4項 本協定が終了する場合、本条第2項乃至第3項の特典は終了するものとする。なお、第2項については、J:COM 防犯カメラ設置から1年以内の場合、甲は乙に、必要時はJ:COM 防犯カメラ用インターネットサービスを含みJ:COM 防犯カメラの正規の金額を請求し、乙はこれを支払うものとする。

(乙の協力事項)

第6条

乙は、本協定に基づき、町内会員に対し、甲の商材（「迷惑電話自動ブロック、防犯カメラ等」を指し、以降本協定書内にて同じ）について、乙が発行する回覧版などの手段を通じて、町内会員に積極的に周知させること、甲の商材を必要とする町内会員の甲との契約が円滑に進むよう協力するものとする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。なお、有効期間満了の3か月前までに二者のいずれからも特段の異議申立てがないときは、この協定の有効期間は、有効期間満了日より更に1年間、同一条件にて自動的に延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(定めのない事項等)

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合については、二者が協議の上解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、二者が記名捺印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 7 年 7 月 11 日

甲 株式会社ジェイコム千葉
東関東局
局 長 酒井 学



乙 戸張町会
会 長 西川 裕子

